

印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号） 抄
 （附則第六十九条関係（平成十七年十月一日施行））

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
別表第三 非課税文書の表（第五条関係）			
(略)	(略)	(略)	(略)
厚生年金保険法第三百十條第一項から第三項まで（基金の業務）又は第百五十九條第一項及び第二項（連合会の業務）に規定する給付並びに同条第四項第一号（連合会の業務）に掲げる事業並びに確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第九十一條の六第二項（裁定）に規定する給付に関する文書	厚生年金基金又は企業年金連合会	厚生年金保険法第三百十條第一項から第三項まで（基金の業務）又は第百五十九條第一項及び第二項（連合会の業務）に規定する給付並びに同条第三項第一号（連合会の業務）に掲げる事業に関する文書	厚生年金基金又は厚生年金基金連合会
(略)	(略)	(略)	(略)
確定給付企業年金法第三十條第三項（裁定）に規定する給付に関する文書	企業年金基金	確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第三十條第三項（裁定）に規定する給付に関する文書	企業年金基金

